

- 趣 旨：昨年3月制定の「京都市人権尊重の共生社会づくり条例」に基づき、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に実施・展開するための計画を策定するもの
- 計画期間：令和8年4月から令和18年3月までの10年間（※必要に応じて見直し）
- 目指す将来像：「京都市総合計画」に掲げる「誰もが生き生きと暮らし、幸せを実感できる、『人と地域の絆を大切に作る共生の京都市』の実現」に向けて、人権尊重の共生社会づくり施策を推進することにより、人権という普遍的文化を京都市において構築

第1章 はじめに

- 1 人権をめぐる現状
- 2 国際的な人権尊重の流れ
- 3 国内の動向
- 4 京都市の人権教育・啓発に係る取組状況

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の目標及び性格等
- 3 人権尊重の共生社会づくり施策の推進に関する基本方針

第3章 人権問題の現状等と取組の方向

＜課題横断的な人権問題に対する取組（社会情勢の変化等への対応）＞

- インターネット社会における人権の尊重
- 感染症発生時における人権の尊重
- 個人情報の保護
- 安心して働ける職場環境の推進
- 自殺対策の推進
- 災害時における人権の尊重

＜個別の人権問題に対する取組（お互いに認め合い尊重し合う取組）＞

- 部落差別（同和問題）○女性○子ども○高齢者○障害のある人
- 外国人○ハンセン病・エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）・HIV
感染症・難病患者等
- 犯罪被害者等○ホームレス○性的マイノリティの人々
- 刑を終えて出所した人々等○北朝鮮当局による拉致問題等
- 様々な人権問題（アイヌの人々、婚外子、識字問題等）

第4章 人権教育・啓発の推進

- 1 「全ての人々が人権の享有主体である」との認識を深める
人権教育・啓発の推進
＜あらゆる場・機会を通じた人権教育・啓発の推進＞
(1) 保育所・幼稚園・認定こども園 (2) 学校 (3) 地域社会
(4) 家庭 (5) 企業・職場
＜人権に特に関係する職務従事者に対する研修等の推進＞
(1) 教職員・社会教育関係職員 (2) 医療関係者
(3) 保健福祉関係者 (4) 消防職員 (5) 警察職員 (6) 公務員
(7) メディア関係者
- 2 効果的な手法による人権教育・啓発の推進

第5章 相談体制の整備

- 1 様々な相談窓口とその相互連携
(1) 相談体制の現状
(2) 相談機関相互の連携・充実
- 2 相談窓口の周知及び工夫

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
(1) 京都市における推進体制
(2) 国、市町村、民間団体等との連携・協働
- 2 計画に基づく施策の点検・評価